# 令和６年度 九州大学法科大学院弁護士等リカレント・プログラム聴講生出願要項

１．趣旨

九州大学法科大学院（以下「本法科大学院」という）のリカレント・プログラムの一環として，本法科大学院の授業科目の一部を聴講を希望する実務家（原則として、弁護士等法曹資格を有する者）があった場合は，正規の学生の履修に支障がないと判断される場合に限り，以下の方法により本法科大学院聴講生として入学を許可することがある。

２．出願資格

聴講生として出願することができる者は，現に法曹資格を有する者とする。但し、下表の科目については、右欄に記載の者の出願を認めることとする。

| | |
|---|---|
| 「労働と法」 | 社会保険労務士、司法書士、行政書士の資格を有する者 |
| 「紛争管理と調停技法Ⅰ・Ⅱ」 | 調停・ＡＤＲ等の実務経験を有するものまたは関わる可能性のあるものでかつ担当教員の認める者（出願期間前にメールで連絡して出願資格の有無を確認すること）、司法書士、行政書士または社会保険労務士の資格を有する者 |
| 「国際弁護士実務」 | 司法書士、行政書士、社会保険労務士の資格を有する者 |
| 「少年法」 | 家庭裁判所調査官、法務教官、法務技官、刑務官、保護観察官 |
| 「契約実務」 | 司法書士、行政書士、社会保険労務士の資格を有する者、企業等において契約実務に携わる者 |

３．出願手続き等

（１）出願科目

聴講生が出願できる科目は，以下の科目に限る。但し、以下の科目についても、在学生の履修状況により開講中止になる場合がある。開講中止となる科目がある場合には,前期・後期それぞれの出願期間までに本法科大学院ホームページhttp://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/にて通知する。（通知の掲載がない場合には、下記「連絡先」まで問い合わせること。）

労働と法（前期）
知的財産と法（前期）
企業法務の基礎（前期）
紛争管理と調停技法Ⅰ・Ⅱ（前期）（Ⅰ・Ⅱ両方（２科目４単位）聴講すること）
国際弁護士実務（前期）
知的財産紛争処理（後期）
知的財産の実務（後期）（注）
少年法（後期）
契約実務（後期）
ビジネス法実務（後期）（注）

（注）「知的財産の実務」及び「ビジネス法実務」は英語による講義

（２）出願書類及び検定料金

ア．願書及び履歴書（本学部の所定の用紙）
イ．写真（最近３か月以内に撮影した写真１枚を願書の所定の欄に貼付すること。）
ウ．法曹資格等を証明する書類
エ．検定料：９，８００円（振込控等の写しを提出）

| |
|---|
| 振 込 先　三井住友銀行　九州支店　普通預金　６２００１０５<br>口座名義　国立大学法人　九州大学<br>振込人欄には，本人氏名と学府コード”６ＬＳ”を必ず記載すること。 |

４．出願期間　　○前期・・・３月１日～３月８日　○後期・・・９月２日～９月９日
　　ただし，出願期間の最終日が土・日・祭日の場合はその翌日とする。

５．入学審査　　入学審査は，原則として書類審査により行い，合否は本法科大学院教授会で決定する。

６．入学許可及び入学手続き
　審査の結果は文書で通知する。指定した期日までに次の料金を納入した者に入学を許可する。
（１）入　学　料：　２８，２００円（本法科大学院修了生については不徴収）
（２）授　業　料：　２９，６００円（１科目２単位）

７．聴講の証明及び単位認定の有無
　聴講生の請求により「聴講証明書」を発行する。
　ただし，聴講科目の単位認定は行わない。また，何らの特典も付与しない。

８．聴講生の在籍期限
　聴講生の在籍期限は当該学期のみである。次学期も継続して聴講を希望しようとする場合は，改めて出願しなければならない。この場合，検定料及び入学料は不要である。

９．授業開講場所
　九州大学法科大学院
　〒810-0044　福岡市中央区六本松４－２－１　六本松４２１　３階
　但し、「企業法務の基礎」、「知的財産の実務」及び「ビジネス法実務」は九州大学伊都地区で開講する。
　なお、「知的財産と法」、「企業法務の基礎」、「知的財産紛争処理」、「知的財産の実務」及び「ビジネス法実務」については、オンラインでの受講を希望する場合は、あらかじめ、担当教員と相談すること。

10．その他
　納付された検定料・入学料・授業料は，どのような事情があっても払い戻しはしない。また，所定の期日までに納付しない場合は，入学を許可しないことがある。
　検定料・入学料・授業料は規則の改正により金額が変更されることがある。

★連絡先：九州大学人文社会科学系事務部学務課専門職員
㊥819-0395　福岡市西区元岡７４４
電話／０９２－８０２－６３７４
メール／ jbksensyoku@jimu.kyushu-u.ac.jp